

あなたは申告が必要？不要？ フローチャートでチェック！

フローチャートは、一般的な例を示しています。
ご自身の状況によっては、変わる場合もありますので、ご不明な点はお問い合わせください。
納めすぎた所得税の還付申告をする場合は、下表にかかわらず確定申告が必要です。

【申告できる会場】

確定申告…郡山税務署会場、市各会場
住民税申告…市各会場のみ

